

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由
<p>追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(4/16)</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>(注) 平成25年10月原子力規制委員会</p> <p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外消火栓:不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図り建-35参照)</li> <li>各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図り建-35参照)</li> <li>建物各部から防火水槽までの水平距離:100m以下(図り建-35-2参照)</li> <li>20mホース2本を設置する消火栓の位置:図り建-35参照</li> <li>屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図り建-35-1参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2核燃料倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造材を表へ建-2-1に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(856):ステンレス鋼(固定式)(配置を図り建-56に示す)</li> </ul> </li> <li>使用材料:表へ建-2-1参照</li> </ul> <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図り建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)を含む。</p> <p>[4.3-建4] 第2核燃料倉庫本体各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガレリ部の火災区域は気体廃棄設備(1)(608,614)で構成される。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災区域毎の材料及び厚さ:図り建-8-1(3/4)参照</li> </ul> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>図り建-1参照</li> </ul> </li> <li>設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>図り建-8-1(3/4)参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐火シールの材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法施行令第二百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</li> </ul> </li> </ul>	<p>追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(4/16)</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>(注) 技術基準に基づいて設計</p> <p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外消火栓:不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図り建-35参照)</li> <li>各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図り建-35参照)</li> <li>建物各部から防火水槽までの水平距離:100m以下(図り建-35-2参照)</li> <li>20mホース2本を設置する消火栓の位置:図り建-35参照</li> <li>屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図り建-35-1参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2核燃料倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造材を表へ建-2-1に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(856):ステンレス鋼(固定式)(配置を図り建-56に示す)</li> </ul> </li> <li>使用材料:表へ建-2-1参照</li> </ul> <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図り建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)を含む。</p> <p>[4.3-建4] 第2核燃料倉庫本体各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガレリ部の火災区域は気体廃棄設備(1)(608,614)で構成される。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災区域毎の材料及び厚さ:図り建-8-1(3/4)参照</li> </ul> <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。 <b>防火扉のガレリに設置する補修材は、火災時に温度ヒューズが溶断し、落下閉止する鋼板により延焼を防止する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>図り建-1参照</li> </ul> </li> <li>設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>図り建-8-1(3/4)参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐火シールの材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法施行令第二百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</li> </ul> </li> </ul>	<p>鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

表へ設-10 粉末容器構内運搬車 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[543] 粉末貯蔵設備 粉末容器構内運搬車
設置場所	付属建物 第3核燃料倉庫 前室	
機器名	粉末貯蔵設備 粉末容器構内運搬車	
変更内容	改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。	
員数	1台	
一般仕様	型式	牽引運搬式
	主要な構造材	別表へ設-10
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	[543] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。(図へ配-5) [4.2-設6] 第3核燃料倉庫(1)領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

表へ設-10 粉末容器構内運搬車 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[543] 粉末貯蔵設備 粉末容器構内運搬車
設置場所	付属建物 第3核燃料倉庫 前室	
機器名	粉末貯蔵設備 粉末容器構内運搬車	
変更内容	改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 ・ <u>取扱い性向上のため、収納部の寸法(長さ)を短縮するよう改造する。</u>	
員数	1台	
一般仕様	型式	牽引運搬式
	主要な構造材	別表へ設-10
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	[543] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。(図へ配-5) [4.2-設6] 第3核燃料倉庫(1)領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

934

934

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請:表ト建-1-1) (2/16)

変更内容	<p>改造</p> <p>2.非常用設備の変更</p> <p>2-1.非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> <li>緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> </ul> <p>2-2.非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-3.非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> <li>消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul> <p>2-4.非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> </ul> <p>2-5.非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> </ul>
員数	1式
一般仕様	<p>型式</p> <p>本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 増築部 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 廃棄物一時貯蔵所: 鉄骨造、平屋建 屋根: (本体) 鉄筋コンクリート (増築部) 鉄筋コンクリート (廃棄物一時貯蔵所) 折板 基礎 : 杭基礎</p>
主要な構造材	表ト建-2-1に示す
寸法(単位:m)	(本体) (増築部) (廃棄物一時貯蔵所)
その他の構成機器	延べ床面積: 約 1,200 m <sup>2</sup>
その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-

1195

変更後

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表 (4次申請:表ト建-1-1) (2/16)

変更内容	<p>改造</p> <p><u>1-3.延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>壁新設補強</u> 洗濯室南側の境界にある既設のCB壁と屋根との間に石膏ボードと鋼板による間仕切り壁を新設する</li> <li><u>鉄扉補強</u> 内部火災による延焼防止のために通路(4)と廃水処理室、廃棄物詰室の境界にある鉄扉のガラリを鋼板にて閉塞する</li> </ul> <p>2.非常用設備の変更</p> <p>2-1.非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> <li>緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> </ul> <p>2-2.非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-3.非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> <li>消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul> <p>2-4.非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> </ul> <p>2-5.非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> </ul>
員数	1式
一般仕様	<p>型式</p> <p>本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 増築部 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 廃棄物一時貯蔵所: 鉄骨造、平屋建 屋根: (本体) 鉄筋コンクリート (増築部) 鉄筋コンクリート (廃棄物一時貯蔵所) 折板 基礎 : 杭基礎</p>
主要な構造材	表ト建-2-1に示す
寸法(単位:m)	(本体) (増築部) (廃棄物一時貯蔵所)
その他の構成機器	延べ床面積: 約 1,200 m <sup>2</sup>
その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-

1195

変更理由

鉄扉/耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉/耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (2/16)

変更内容	<p>改造</p> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間仕切り壁更新</li> </ul> <p>内部火災による延焼防止のために除染室・分析室の作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設</li> </ul> <p>本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設</li> </ul> <p>本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</p> <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設</li> </ul> <p>本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</p> <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設</li> </ul> <p>仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火設備(消火器)の復旧及び増設</li> </ul> <p>仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</p> <p>2-4. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造</li> </ul> <p>仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</p> <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧</li> </ul> <p>仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧</li> </ul> <p>仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧</li> </ul> <p>仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(放送設備)の復旧</li> </ul> <p>仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</p>	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板(二重構造) 基礎 : 杭基礎
	主要な構造材	表ト建-2-3に示す
	寸法(単位:m)	(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約780㎡
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-	

1221

追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (2/16)

変更内容	<p>改造</p> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間仕切り壁更新</li> </ul> <p>内部火災による延焼防止のために除染室・分析室の作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する</p> <p><u>また除染室・分析室の既設のコンクリートブロック(CB)壁に沿って耐火壁を新設するとともに、作業室(2)の既設壁のガラリを火災時に閉止する鋼板により補強する</u></p> <p><u>・鉄扉交換</u></p> <p><u>内部火災による延焼防止のために作業室(2)と第2種燃料倉庫前室との境界にある鉄扉と分析室内廊下北東部の間仕切り壁に設置されている鉄扉を交換する</u></p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設</li> </ul> <p>本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設</li> </ul> <p>本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</p> <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設</li> </ul> <p>本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</p> <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設</li> </ul> <p>仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火設備(消火器)の復旧及び増設</li> </ul> <p>仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</p> <p>2-4. 非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造</li> </ul> <p>仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</p> <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧</li> </ul> <p>仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧</li> </ul> <p>仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧</li> </ul> <p>仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(放送設備)の復旧</li> </ul> <p>仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</p>	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板(二重構造) 基礎 : 杭基礎
	主要な構造材	表ト建-2-3に示す
	寸法(単位:m)	(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約780㎡
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-	

1221

鉄扉／耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉／耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由										
<p>追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表(4次申請:表ト建-1-3)(3/16)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="290 430 326 630" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td data-bbox="326 430 587 1003"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原料貯蔵所領域</li> <li>シリンダ洗浄棟領域</li> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>加工棟領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul> </td> <td data-bbox="587 430 1172 1003"> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原料貯蔵所領域</li> <li>シリンダ洗浄棟領域</li> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>加工棟領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="326 1003 587 1619"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>感知器(煙):1個</li> <li>感知器(熱):19個</li> <li>感知器(空気管式):6基</li> <li>警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>粉末消火器10型:3本</li> <li>二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul> </td> <td data-bbox="587 1003 1172 1619"> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>感知器(煙):1個</li> <li>感知器(熱):<u>20</u>個</li> <li>感知器(空気管式):6基</li> <li>警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>粉末消火器10型:3本</li> <li>二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原料貯蔵所領域</li> <li>シリンダ洗浄棟領域</li> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>加工棟領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原料貯蔵所領域</li> <li>シリンダ洗浄棟領域</li> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>加工棟領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>感知器(煙):1個</li> <li>感知器(熱):19個</li> <li>感知器(空気管式):6基</li> <li>警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>粉末消火器10型:3本</li> <li>二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>感知器(煙):1個</li> <li>感知器(熱):<u>20</u>個</li> <li>感知器(空気管式):6基</li> <li>警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>粉末消火器10型:3本</li> <li>二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul>	<p>追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表(4次申請:表ト建-1-3)(3/16)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1448 430 1484 630" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td data-bbox="1484 430 1745 1003"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原料貯蔵所領域</li> <li>シリンダ洗浄棟領域</li> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>加工棟領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul> </td> <td data-bbox="1745 430 2329 1003"> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原料貯蔵所領域</li> <li>シリンダ洗浄棟領域</li> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>加工棟領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 1003 1484 1619"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>感知器(煙):1個</li> <li>感知器(熱):<u>20</u>個</li> <li>感知器(空気管式):6基</li> <li>警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>粉末消火器10型:3本</li> <li>二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul> </td> <td data-bbox="1745 1003 2329 1619"> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>感知器(煙):1個</li> <li>感知器(熱):<u>20</u>個</li> <li>感知器(空気管式):6基</li> <li>警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>粉末消火器10型:3本</li> <li>二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原料貯蔵所領域</li> <li>シリンダ洗浄棟領域</li> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>加工棟領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原料貯蔵所領域</li> <li>シリンダ洗浄棟領域</li> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>加工棟領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>感知器(煙):1個</li> <li>感知器(熱):<u>20</u>個</li> <li>感知器(空気管式):6基</li> <li>警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>粉末消火器10型:3本</li> <li>二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>感知器(煙):1個</li> <li>感知器(熱):<u>20</u>個</li> <li>感知器(空気管式):6基</li> <li>警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>粉末消火器10型:3本</li> <li>二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul>	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原料貯蔵所領域</li> <li>シリンダ洗浄棟領域</li> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>加工棟領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原料貯蔵所領域</li> <li>シリンダ洗浄棟領域</li> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>加工棟領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>										
<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>感知器(煙):1個</li> <li>感知器(熱):19個</li> <li>感知器(空気管式):6基</li> <li>警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>粉末消火器10型:3本</li> <li>二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>感知器(煙):1個</li> <li>感知器(熱):<u>20</u>個</li> <li>感知器(空気管式):6基</li> <li>警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>粉末消火器10型:3本</li> <li>二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul>											
技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原料貯蔵所領域</li> <li>シリンダ洗浄棟領域</li> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>加工棟領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。</li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原料貯蔵所領域</li> <li>シリンダ洗浄棟領域</li> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>加工棟領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>第3核燃料倉庫(2)領域</li> </ul> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>										
<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>感知器(煙):1個</li> <li>感知器(熱):<u>20</u>個</li> <li>感知器(空気管式):6基</li> <li>警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>粉末消火器10型:3本</li> <li>二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>感知器(煙):1個</li> <li>感知器(熱):<u>20</u>個</li> <li>感知器(空気管式):6基</li> <li>警報設備(ベル):3個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>発信機(P型):2個</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 図リ建-34参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>粉末消火器10型:3本</li> <li>二酸化炭素消火器7型:16本</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照</li> </ul>											

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由
<p>追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表(4次申請:表ト建-1-3)(4/16)</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>(注) 詳細仕様は別添資料</p> <p>[4.1-建5]  <u>消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。</u>  <u>屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外消火栓:不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図リ建-35参照)</li> <li>各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ建-35参照)</li> <li>建物各部から防火水槽までの水平距離:100m以下(図リ建-35-2参照)</li> <li>20mホース2本を設置する消火栓の位置:図リ建-35参照</li> </ul> </li> <li>屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ建-35-1参照</li> </ul> <p>[4.3-建1]  建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。  ・ 材料  主要構造材を表ト建-2-3に示す。</p> <p>[4.3-建2]  以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。  ・ 対象設備、配置  緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))[852]:ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)(配置を図リ建-57に示す)  ・ 使用材料:表ト建-2-3参照</p> <p>[4.3-建3]  火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6のとおり設定する。  なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4]  除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。  ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</p> <p>[4.3-建5]  火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。  ・ 設置設備の配置  図ト建-22参照  ・ 設置設備の材料  図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</p>	<p>追表ト建-3-4 付属建物除染室・分析室 仕様表(4次申請:表ト建-1-3)(4/16)</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>(注) 詳細仕様は別添資料</p> <p>[4.1-建5]  <u>消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。</u>  <u>屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外消火栓:不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図リ建-35参照)</li> <li>各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ建-35参照)</li> <li>建物各部から防火水槽までの水平距離:100m以下(図リ建-35-2参照)</li> <li>20mホース2本を設置する消火栓の位置:図リ建-35参照</li> </ul> </li> <li>屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ建-35-1参照</li> </ul> <p>[4.3-建1]  建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。  ・ 材料  主要構造材を表ト建-2-3に示す。</p> <p>[4.3-建2]  以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。  ・ 対象設備、配置  緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))[852]:ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)(配置を図リ建-57に示す)  ・ 使用材料:表ト建-2-3参照</p> <p>[4.3-建3]  火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6のとおり設定する。  なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4]  除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。  ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</p> <p>[4.3-建5]  火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。  <u>防火壁のガラリに設置する補修材は、火災時に温度ヒューズが溶断し、落下閉止する鋼板により延焼を防止する。</u>  ・ 設置設備の配置  図ト建-22参照  ・ 設置設備の材料  図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</p>	<p>鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由				
<p>追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(2/18)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="296 436 587 1270">変更内容</td> <td data-bbox="587 436 1175 1270"> <p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柱梁仕口部補強 第2廃棄物処理所本体の柱と梁、又は柱とブレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)を追加、又は既存の座金とベースプレートを溶接により補強する</li> <li>エキスパンションジョイント改造 南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する</li> </ul> <p>1-2. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁サイディング補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。また、南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との境界にエキスパンションジョイントを設置する</li> <li>鉄扉新設 第2廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-77)を新設する</li> <li>鉄扉補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄扉(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄扉補強材により補強する</li> <li>折板追設補強 第2廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存ALC墨根は残置し、折板の追設により補強する</li> <li>鋼板新設 第2廃棄物処理所本体の1階北面及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する</li> </ul> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に、第2廃棄物処理所本体の間仕切り壁に耐火壁を追設する</li> </ul> <p>1-4. 外部階段移設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2廃棄物処理所本体の外部階段の設置方向を変更する</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>1266</p>	変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柱梁仕口部補強 第2廃棄物処理所本体の柱と梁、又は柱とブレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)を追加、又は既存の座金とベースプレートを溶接により補強する</li> <li>エキスパンションジョイント改造 南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する</li> </ul> <p>1-2. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁サイディング補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。また、南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との境界にエキスパンションジョイントを設置する</li> <li>鉄扉新設 第2廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-77)を新設する</li> <li>鉄扉補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄扉(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄扉補強材により補強する</li> <li>折板追設補強 第2廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存ALC墨根は残置し、折板の追設により補強する</li> <li>鋼板新設 第2廃棄物処理所本体の1階北面及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する</li> </ul> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に、第2廃棄物処理所本体の間仕切り壁に耐火壁を追設する</li> </ul> <p>1-4. 外部階段移設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2廃棄物処理所本体の外部階段の設置方向を変更する</li> </ul>	<p>追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(2/18)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1454 409 1745 1243">変更内容</td> <td data-bbox="1745 409 2332 1243"> <p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柱梁仕口部補強 第2廃棄物処理所本体の柱と梁、又は柱とブレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)を追加、又は既存の座金とベースプレートを溶接により補強する</li> <li>エキスパンションジョイント改造 南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する</li> </ul> <p>1-2. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁サイディング補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。また、南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との境界にエキスパンションジョイントを設置する</li> <li>鉄扉新設 第2廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-77)を新設する</li> <li>鉄扉補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄扉(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄扉補強材により補強する</li> <li>折板追設補強 第2廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存ALC墨根は残置し、折板の追設により補強する</li> <li>鋼板新設 第2廃棄物処理所本体の1階北面及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する</li> </ul> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に、第2廃棄物処理所本体の間仕切り壁に耐火壁を追設する</li> <li>鉄扉新設 <u>内部火災による延焼防止を目的に、第2廃棄物処理所更衣室の既設ドアを撤去し、鉄扉[ ]を新設する</u></li> </ul> <p>1-4. 外部階段移設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2廃棄物処理所本体の外部階段の設置方向を変更する</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>1266</p>	変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柱梁仕口部補強 第2廃棄物処理所本体の柱と梁、又は柱とブレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)を追加、又は既存の座金とベースプレートを溶接により補強する</li> <li>エキスパンションジョイント改造 南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する</li> </ul> <p>1-2. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁サイディング補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。また、南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との境界にエキスパンションジョイントを設置する</li> <li>鉄扉新設 第2廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-77)を新設する</li> <li>鉄扉補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄扉(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄扉補強材により補強する</li> <li>折板追設補強 第2廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存ALC墨根は残置し、折板の追設により補強する</li> <li>鋼板新設 第2廃棄物処理所本体の1階北面及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する</li> </ul> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に、第2廃棄物処理所本体の間仕切り壁に耐火壁を追設する</li> <li>鉄扉新設 <u>内部火災による延焼防止を目的に、第2廃棄物処理所更衣室の既設ドアを撤去し、鉄扉[ ]を新設する</u></li> </ul> <p>1-4. 外部階段移設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2廃棄物処理所本体の外部階段の設置方向を変更する</li> </ul>	<p>鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柱梁仕口部補強 第2廃棄物処理所本体の柱と梁、又は柱とブレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)を追加、又は既存の座金とベースプレートを溶接により補強する</li> <li>エキスパンションジョイント改造 南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する</li> </ul> <p>1-2. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁サイディング補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。また、南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との境界にエキスパンションジョイントを設置する</li> <li>鉄扉新設 第2廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-77)を新設する</li> <li>鉄扉補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄扉(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄扉補強材により補強する</li> <li>折板追設補強 第2廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存ALC墨根は残置し、折板の追設により補強する</li> <li>鋼板新設 第2廃棄物処理所本体の1階北面及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する</li> </ul> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に、第2廃棄物処理所本体の間仕切り壁に耐火壁を追設する</li> </ul> <p>1-4. 外部階段移設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2廃棄物処理所本体の外部階段の設置方向を変更する</li> </ul>					
変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柱梁仕口部補強 第2廃棄物処理所本体の柱と梁、又は柱とブレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)を追加、又は既存の座金とベースプレートを溶接により補強する</li> <li>エキスパンションジョイント改造 南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する</li> </ul> <p>1-2. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁サイディング補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。また、南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との境界にエキスパンションジョイントを設置する</li> <li>鉄扉新設 第2廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-77)を新設する</li> <li>鉄扉補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄扉(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄扉補強材により補強する</li> <li>折板追設補強 第2廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存ALC墨根は残置し、折板の追設により補強する</li> <li>鋼板新設 第2廃棄物処理所本体の1階北面及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する</li> </ul> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に、第2廃棄物処理所本体の間仕切り壁に耐火壁を追設する</li> <li>鉄扉新設 <u>内部火災による延焼防止を目的に、第2廃棄物処理所更衣室の既設ドアを撤去し、鉄扉[ ]を新設する</u></li> </ul> <p>1-4. 外部階段移設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2廃棄物処理所本体の外部階段の設置方向を変更する</li> </ul>					

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																																
<p style="text-align: center;">追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(3/18)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">変更内容</td> <td>           改造            2. 非常用設備の変更            2-1. 非常用設備の新設            ・緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設              第2廃棄物処理所本体の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する            ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設              第2廃棄物処理所本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る            ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設              第2廃棄物処理所本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る            2-2. 非常用設備の復旧及び改造            ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造              仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る            2-3. 非常用設備の増設            ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設              第2廃棄物処理所本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る            2-4. 非常用設備の復旧及び増設            ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設              仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る            2-5. 非常用設備の復旧            ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧              仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る            ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧              仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る            ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧              仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る            ・非常用通報設備(放送設備)の復旧              仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る            ・消火設備(消火器)の復旧              仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る         </td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>一般仕様</td> <td>           型式            本体 : 鉄骨造、2階建            渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建            屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート(ALC)、(南北渡り廊下) ALC+折板            基礎 : (本体) 杭基礎、(南北渡り廊下) 直接基礎         </td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>表ト建-2-3に示す</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:m)</td> <td>           (本体) [ ]            (南渡り廊下(第1廃棄物処理所側)) [ ]            (北渡り廊下(シリンダ洗浄棟側)) [ ]            延べ床面積: (本体) 約385㎡                              (渡り廊下) 約15㎡         </td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>-</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1267</p>	変更内容	改造 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の新設 ・緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設 第2廃棄物処理所本体の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 第2廃棄物処理所本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設 第2廃棄物処理所本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る 2-2. 非常用設備の復旧及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る 2-3. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第2廃棄物処理所本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る 2-4. 非常用設備の復旧及び増設 ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る 2-5. 非常用設備の復旧 ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る	員数	1式	一般仕様	型式 本体 : 鉄骨造、2階建 渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート(ALC)、(南北渡り廊下) ALC+折板 基礎 : (本体) 杭基礎、(南北渡り廊下) 直接基礎	主要な構造材	表ト建-2-3に示す	寸法(単位:m)	(本体) [ ] (南渡り廊下(第1廃棄物処理所側)) [ ] (北渡り廊下(シリンダ洗浄棟側)) [ ] 延べ床面積: (本体) 約385㎡ (渡り廊下) 約15㎡	その他の構成機器	-	その他の性能	-	取扱う核燃料物質の状態	-	<p style="text-align: center;">追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(3/18)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">変更内容</td> <td>           改造            2. 非常用設備の変更            2-1. 非常用設備の新設            ・緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設              第2廃棄物処理所本体の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する            ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設              第2廃棄物処理所本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る            ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設              第2廃棄物処理所本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る            2-2. 非常用設備の復旧、増設及び改造            ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造              仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る            2-3. 非常用設備の増設            ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設              第2廃棄物処理所本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る            2-4. 非常用設備の復旧及び増設            ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設              仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る            2-5. 非常用設備の復旧            ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧              仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る            ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧              仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る            ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧              仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る            ・非常用通報設備(放送設備)の復旧              仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る            ・消火設備(消火器)の復旧              仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る         </td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>一般仕様</td> <td>           型式            本体 : 鉄骨造、2階建            渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建            屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート(ALC)、(南北渡り廊下) ALC+折板            基礎 : (本体) 杭基礎、(南北渡り廊下) 直接基礎         </td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>表ト建-2-3に示す</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:m)</td> <td>           (本体) [ ]            (南渡り廊下(第1廃棄物処理所側)) [ ]            (北渡り廊下(シリンダ洗浄棟側)) [ ]            延べ床面積: (本体) 約385㎡                              (渡り廊下) 約15㎡         </td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>-</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1267</p>	変更内容	改造 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の新設 ・緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設 第2廃棄物処理所本体の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 第2廃棄物処理所本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設 第2廃棄物処理所本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る 2-2. 非常用設備の復旧、増設及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る 2-3. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第2廃棄物処理所本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る 2-4. 非常用設備の復旧及び増設 ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る 2-5. 非常用設備の復旧 ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る	員数	1式	一般仕様	型式 本体 : 鉄骨造、2階建 渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート(ALC)、(南北渡り廊下) ALC+折板 基礎 : (本体) 杭基礎、(南北渡り廊下) 直接基礎	主要な構造材	表ト建-2-3に示す	寸法(単位:m)	(本体) [ ] (南渡り廊下(第1廃棄物処理所側)) [ ] (北渡り廊下(シリンダ洗浄棟側)) [ ] 延べ床面積: (本体) 約385㎡ (渡り廊下) 約15㎡	その他の構成機器	-	その他の性能	-	取扱う核燃料物質の状態	-	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
変更内容	改造 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の新設 ・緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設 第2廃棄物処理所本体の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 第2廃棄物処理所本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設 第2廃棄物処理所本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る 2-2. 非常用設備の復旧及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る 2-3. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第2廃棄物処理所本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る 2-4. 非常用設備の復旧及び増設 ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る 2-5. 非常用設備の復旧 ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る																																	
員数	1式																																	
一般仕様	型式 本体 : 鉄骨造、2階建 渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート(ALC)、(南北渡り廊下) ALC+折板 基礎 : (本体) 杭基礎、(南北渡り廊下) 直接基礎																																	
主要な構造材	表ト建-2-3に示す																																	
寸法(単位:m)	(本体) [ ] (南渡り廊下(第1廃棄物処理所側)) [ ] (北渡り廊下(シリンダ洗浄棟側)) [ ] 延べ床面積: (本体) 約385㎡ (渡り廊下) 約15㎡																																	
その他の構成機器	-																																	
その他の性能	-																																	
取扱う核燃料物質の状態	-																																	
変更内容	改造 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の新設 ・緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設 第2廃棄物処理所本体の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 第2廃棄物処理所本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設 第2廃棄物処理所本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る 2-2. 非常用設備の復旧、増設及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る 2-3. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第2廃棄物処理所本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る 2-4. 非常用設備の復旧及び増設 ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る 2-5. 非常用設備の復旧 ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る ・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る																																	
員数	1式																																	
一般仕様	型式 本体 : 鉄骨造、2階建 渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート(ALC)、(南北渡り廊下) ALC+折板 基礎 : (本体) 杭基礎、(南北渡り廊下) 直接基礎																																	
主要な構造材	表ト建-2-3に示す																																	
寸法(単位:m)	(本体) [ ] (南渡り廊下(第1廃棄物処理所側)) [ ] (北渡り廊下(シリンダ洗浄棟側)) [ ] 延べ床面積: (本体) 約385㎡ (渡り廊下) 約15㎡																																	
その他の構成機器	-																																	
その他の性能	-																																	
取扱う核燃料物質の状態	-																																	

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由
<p>追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(10/18)</p> <p>技術基準に基づく設計(注)</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 感知器(煙):2個(1階南北渡り廊下) ◦ 感知器(熱):7個(1階) ◦ 感知器(空気管式):5基(1階:1基、2階:4基) ◦ 警報設備(ベル):2個(1階:1個、2階:1個) (中継盤:1基) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照(中継盤の配置は、図リ非-6(7次)参照)</p> <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 発信機(P型):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照</p> <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 粉末消火器10型:10本(1階:8本、2階:2本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-11、4-12参照</p> <p>[11.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水管により接続される。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 屋外消火栓:不凍式3基(第2廃棄物処理所の近傍)(図リ非-4-1参照) ◦ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 ◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ非-4-1参照) ◦ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-2参照</p> <p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2廃棄物処理所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-3に示す。</p> <p>[11.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性又は難燃性材料を使用する。 ・ 対象設備、配置 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット):図リ非-5-2参照 ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):図リ非-6-4参照 ・ 使用材料:表ト建-2-3参照 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) ステンレス鋼:ネット、ワイヤーロープ、ターンバックル、シャックル、 接合コイル、結束線 クロムモリブデン鋼:強力長シャックル ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)</p>	<p>追表ト建-3-7 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(6次申請:表ト建-1-3)(10/18)</p> <p>技術基準に基づく設計(注)</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 感知器(煙):2個(1階南北渡り廊下) ◦ 感知器(熱):8個(1階) ◦ 感知器(空気管式):5基(1階:1基、2階:4基) ◦ 警報設備(ベル):2個(1階:1個、2階:1個) (中継盤:1基) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照(中継盤の配置は、図リ非-6(7次)参照)</p> <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 発信機(P型):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照</p> <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 粉末消火器10型:10本(1階:8本、2階:2本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-11、4-12参照</p> <p>[11.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水管により接続される。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 屋外消火栓:不凍式3基(第2廃棄物処理所の近傍)(図リ非-4-1参照) ◦ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 ◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ非-4-1参照) ◦ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-2参照</p> <p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2廃棄物処理所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-3に示す。</p> <p>[11.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性又は難燃性材料を使用する。 ・ 対象設備、配置 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット):図リ非-5-2参照 ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):図リ非-6-4参照 ・ 使用材料:表ト建-2-3参照 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) ステンレス鋼:ネット、ワイヤーロープ、ターンバックル、シャックル、 接合コイル、結束線 クロムモリブデン鋼:強力長シャックル ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)</p>	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																																				
<p style="text-align: center;">追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(2/12)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">変更内容</td> <td> <p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐電巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁更新 第3廃棄物倉庫外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する</li> <li>・鉄扉補強 第3廃棄物倉庫の既存鉄扉(SD-90)を鉄扉補強材により補強する</li> <li>・シャッタ交換 第3廃棄物倉庫の既存シャッタ(SS-89)を撤去し、新たなシャッタに交換する</li> <li>・折板張替え補強 第3廃棄物倉庫の既存折板を撤去し、新たな折板の張替えにより補強する</li> </ul> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第3廃棄物倉庫の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-2. 非常用設備の改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の改造 仮移設した電話設備の改造により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> </ul> <p>2-3. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> <li>・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> <li>・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>一般仕様</td> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>型式</td> <td>本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>表ト建-2-4に示す</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:m)</td> <td>(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約 530㎡</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>-</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1284</p>	変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐電巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁更新 第3廃棄物倉庫外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する</li> <li>・鉄扉補強 第3廃棄物倉庫の既存鉄扉(SD-90)を鉄扉補強材により補強する</li> <li>・シャッタ交換 第3廃棄物倉庫の既存シャッタ(SS-89)を撤去し、新たなシャッタに交換する</li> <li>・折板張替え補強 第3廃棄物倉庫の既存折板を撤去し、新たな折板の張替えにより補強する</li> </ul> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第3廃棄物倉庫の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-2. 非常用設備の改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の改造 仮移設した電話設備の改造により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> </ul> <p>2-3. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> <li>・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> <li>・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul>	員数	1式	一般仕様	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>型式</td> <td>本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>表ト建-2-4に示す</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:m)</td> <td>(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約 530㎡</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>-</td> </tr> </table>	型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎	主要な構造材	表ト建-2-4に示す	寸法(単位:m)	(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約 530㎡	その他の構成機器	-	その他の性能	-	取扱う核燃料物質の状態	-	<p style="text-align: center;">追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(2/12)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">変更内容</td> <td> <p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐電巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁更新 第3廃棄物倉庫外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する</li> <li>・鉄扉補強 第3廃棄物倉庫の既存鉄扉(SD-90)を鉄扉補強材により補強する</li> <li>・シャッタ交換 第3廃棄物倉庫の既存シャッタ(SS-89)を撤去し、新たなシャッタに交換する</li> <li>・折板張替え補強 第3廃棄物倉庫の既存折板を撤去し、新たな折板の張替えにより補強する</li> </ul> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第3廃棄物倉庫の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-2. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> </ul> <p>2-3. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> <li>・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> <li>・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>一般仕様</td> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>型式</td> <td>本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>表ト建-2-4に示す</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:m)</td> <td>(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約 530㎡</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>-</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1284</p>	変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐電巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁更新 第3廃棄物倉庫外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する</li> <li>・鉄扉補強 第3廃棄物倉庫の既存鉄扉(SD-90)を鉄扉補強材により補強する</li> <li>・シャッタ交換 第3廃棄物倉庫の既存シャッタ(SS-89)を撤去し、新たなシャッタに交換する</li> <li>・折板張替え補強 第3廃棄物倉庫の既存折板を撤去し、新たな折板の張替えにより補強する</li> </ul> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第3廃棄物倉庫の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-2. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> </ul> <p>2-3. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> <li>・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> <li>・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul>	員数	1式	一般仕様	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>型式</td> <td>本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>表ト建-2-4に示す</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:m)</td> <td>(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約 530㎡</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>-</td> </tr> </table>	型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎	主要な構造材	表ト建-2-4に示す	寸法(単位:m)	(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約 530㎡	その他の構成機器	-	その他の性能	-	取扱う核燃料物質の状態	-	<p>変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐電巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁更新 第3廃棄物倉庫外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する</li> <li>・鉄扉補強 第3廃棄物倉庫の既存鉄扉(SD-90)を鉄扉補強材により補強する</li> <li>・シャッタ交換 第3廃棄物倉庫の既存シャッタ(SS-89)を撤去し、新たなシャッタに交換する</li> <li>・折板張替え補強 第3廃棄物倉庫の既存折板を撤去し、新たな折板の張替えにより補強する</li> </ul> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第3廃棄物倉庫の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-2. 非常用設備の改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の改造 仮移設した電話設備の改造により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> </ul> <p>2-3. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> <li>・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> <li>・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul>																																					
員数	1式																																					
一般仕様	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>型式</td> <td>本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>表ト建-2-4に示す</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:m)</td> <td>(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約 530㎡</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>-</td> </tr> </table>	型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎	主要な構造材	表ト建-2-4に示す	寸法(単位:m)	(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約 530㎡	その他の構成機器	-	その他の性能	-	取扱う核燃料物質の状態	-																									
型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎																																					
主要な構造材	表ト建-2-4に示す																																					
寸法(単位:m)	(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約 530㎡																																					
その他の構成機器	-																																					
その他の性能	-																																					
取扱う核燃料物質の状態	-																																					
変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐電巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁更新 第3廃棄物倉庫外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する</li> <li>・鉄扉補強 第3廃棄物倉庫の既存鉄扉(SD-90)を鉄扉補強材により補強する</li> <li>・シャッタ交換 第3廃棄物倉庫の既存シャッタ(SS-89)を撤去し、新たなシャッタに交換する</li> <li>・折板張替え補強 第3廃棄物倉庫の既存折板を撤去し、新たな折板の張替えにより補強する</li> </ul> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第3廃棄物倉庫の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-2. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> </ul> <p>2-3. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> <li>・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> <li>・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul>																																					
員数	1式																																					
一般仕様	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>型式</td> <td>本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>表ト建-2-4に示す</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:m)</td> <td>(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約 530㎡</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>-</td> </tr> </table>	型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎	主要な構造材	表ト建-2-4に示す	寸法(単位:m)	(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約 530㎡	その他の構成機器	-	その他の性能	-	取扱う核燃料物質の状態	-																									
型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎																																					
主要な構造材	表ト建-2-4に示す																																					
寸法(単位:m)	(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約 530㎡																																					
その他の構成機器	-																																					
その他の性能	-																																					
取扱う核燃料物質の状態	-																																					

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由												
<p style="text-align: center;">追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(11/12)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>通信連絡設備</p> </td> <td style="width: 80%; vertical-align: top;"> <p>[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):2台</li> <li>◦ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)): <u>有線式1台</u>、無線式1台</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図り非-2-7参照</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> <p>その他事業許可で求める仕様</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[99-建5] 敷地境界から第3廃棄物倉庫までの距離は211m以上あり、F3竜巻襲来時でも軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)は飛来しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1293</p>	技術基準に基づく設計(注)	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):2台</li> <li>◦ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)): <u>有線式1台</u>、無線式1台</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図り非-2-7参照</li> </ul>		<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建5] 敷地境界から第3廃棄物倉庫までの距離は211m以上あり、F3竜巻襲来時でも軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)は飛来しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>	<p style="text-align: center;">追表ト建-3-8 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(6次申請:表ト建-1-4)(11/12)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>通信連絡設備</p> </td> <td style="width: 80%; vertical-align: top;"> <p>[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):2台</li> <li>◦ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)): <u>有線式1台</u>、無線式1台</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図り非-2-7、<u>図り非-6</u>参照</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> <p>その他事業許可で求める仕様</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[99-建5] 敷地境界から第3廃棄物倉庫までの距離は211m以上あり、F3竜巻襲来時でも軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)は飛来しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1293</p>	技術基準に基づく設計(注)	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):2台</li> <li>◦ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)): <u>有線式1台</u>、無線式1台</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図り非-2-7、<u>図り非-6</u>参照</li> </ul>		<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建5] 敷地境界から第3廃棄物倉庫までの距離は211m以上あり、F3竜巻襲来時でも軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)は飛来しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>	<p>変更内容の記載適正化に伴い、非常用設備の配置図を適正化するため。なお、本変更は変更区分の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計(注)	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):2台</li> <li>◦ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)): <u>有線式1台</u>、無線式1台</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図り非-2-7参照</li> </ul>												
	<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建5] 敷地境界から第3廃棄物倉庫までの距離は211m以上あり、F3竜巻襲来時でも軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)は飛来しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>												
技術基準に基づく設計(注)	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):2台</li> <li>◦ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)): <u>有線式1台</u>、無線式1台</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図り非-2-7、<u>図り非-6</u>参照</li> </ul>												
	<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建5] 敷地境界から第3廃棄物倉庫までの距離は211m以上あり、F3竜巻襲来時でも軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)は飛来しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>												

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																								
<p style="text-align: center;">追表ト設一気4(6次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(1) 仕様表 (1/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業許可との対応</td> <td style="width: 15%;">許可番号(日付) 設備・機器名称</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (608) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (610) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 排気ファン (617) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック (627) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置 (639) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設置場所</td> <td></td> <td>(1) 工場棟 転換工場 機械室 (2) 工場棟 転換工場 機械室 (3) 工場棟 転換工場 機械室 (4) 工場棟 転換工場 機械室 (5) 工場棟 転換工場 機械室 (6) 工場棟 転換工場 機械室 (7) 工場棟 転換工場 機械室 (8) 工場棟 転換工場 機械室 (9) 工場棟 転換工場 機械室 (10) 工場棟 転換工場 機械室 (11) 工場棟 転換工場 機械室 (12) 工場棟 転換工場 機械室 (13) 工場棟 転換工場 機械室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機器名</td> <td></td> <td>気体廃棄設備(1) 排気ファン (1) 排気ファン(フィルタ室内排気系統) (2) 排気ファン(付帯設備室内排気系統) (3) 排気ファン(原料倉庫室内排気系統) (4) 排気ファン(原料倉庫局所排気系統) (5) 排気ファン(転換加工室内排気系統(1)) (6) 排気ファン(転換加工室内排気系統(2)) (7) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(2)) (8) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(4)) (9) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(5)) (10) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(1)) (11) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(2)) (12) 排気ファン(チェックタンク室局所排気系統(2)) (13) 排気ファン(計器室内排気系統)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更内容</td> <td></td> <td>(1) 変更なし (2) <u>変更なし</u> (3) 変更なし (4) 改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (5) 変更なし (6) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (7) 改造 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 (8) 変更なし (9) 改造 ・耐震補強のため、架台を改造する。 (10) 変更なし (11) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (12) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (13) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1476</p>	事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (608) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (610) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 排気ファン (617) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック (627) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置 (639) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置	設置場所		(1) 工場棟 転換工場 機械室 (2) 工場棟 転換工場 機械室 (3) 工場棟 転換工場 機械室 (4) 工場棟 転換工場 機械室 (5) 工場棟 転換工場 機械室 (6) 工場棟 転換工場 機械室 (7) 工場棟 転換工場 機械室 (8) 工場棟 転換工場 機械室 (9) 工場棟 転換工場 機械室 (10) 工場棟 転換工場 機械室 (11) 工場棟 転換工場 機械室 (12) 工場棟 転換工場 機械室 (13) 工場棟 転換工場 機械室	機器名		気体廃棄設備(1) 排気ファン (1) 排気ファン(フィルタ室内排気系統) (2) 排気ファン(付帯設備室内排気系統) (3) 排気ファン(原料倉庫室内排気系統) (4) 排気ファン(原料倉庫局所排気系統) (5) 排気ファン(転換加工室内排気系統(1)) (6) 排気ファン(転換加工室内排気系統(2)) (7) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(2)) (8) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(4)) (9) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(5)) (10) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(1)) (11) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(2)) (12) 排気ファン(チェックタンク室局所排気系統(2)) (13) 排気ファン(計器室内排気系統)	変更内容		(1) 変更なし (2) <u>変更なし</u> (3) 変更なし (4) 改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (5) 変更なし (6) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (7) 改造 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 (8) 変更なし (9) 改造 ・耐震補強のため、架台を改造する。 (10) 変更なし (11) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (12) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (13) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。	<p style="text-align: center;">追表ト設一気4(6次) 気体廃棄設備(1)排気ファン(1) 仕様表 (1/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業許可との対応</td> <td style="width: 15%;">許可番号(日付) 設備・機器名称</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (608) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (610) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 排気ファン (617) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック (627) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置 (639) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設置場所</td> <td></td> <td>(1) 工場棟 転換工場 機械室 (2) 工場棟 転換工場 機械室 (3) 工場棟 転換工場 機械室 (4) 工場棟 転換工場 機械室 (5) 工場棟 転換工場 機械室 (6) 工場棟 転換工場 機械室 (7) 工場棟 転換工場 機械室 (8) 工場棟 転換工場 機械室 (9) 工場棟 転換工場 機械室 (10) 工場棟 転換工場 機械室 (11) 工場棟 転換工場 機械室 (12) 工場棟 転換工場 機械室 (13) 工場棟 転換工場 機械室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機器名</td> <td></td> <td>気体廃棄設備(1) 排気ファン (1) 排気ファン(フィルタ室内排気系統) (2) 排気ファン(付帯設備室内排気系統) (3) 排気ファン(原料倉庫室内排気系統) (4) 排気ファン(原料倉庫局所排気系統) (5) 排気ファン(転換加工室内排気系統(1)) (6) 排気ファン(転換加工室内排気系統(2)) (7) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(2)) (8) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(4)) (9) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(5)) (10) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(1)) (11) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(2)) (12) 排気ファン(チェックタンク室局所排気系統(2)) (13) 排気ファン(計器室内排気系統)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更内容</td> <td></td> <td>(1) 変更なし (2) <u>改造</u> ・<u>溢水対策として、基礎を改造する。</u> (3) 変更なし (4) 改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (5) 変更なし (6) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (7) 改造 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 (8) 変更なし (9) 改造 ・耐震補強のため、架台を改造する。 (10) 変更なし (11) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (12) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (13) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1476</p>	事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (608) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (610) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 排気ファン (617) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック (627) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置 (639) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置	設置場所		(1) 工場棟 転換工場 機械室 (2) 工場棟 転換工場 機械室 (3) 工場棟 転換工場 機械室 (4) 工場棟 転換工場 機械室 (5) 工場棟 転換工場 機械室 (6) 工場棟 転換工場 機械室 (7) 工場棟 転換工場 機械室 (8) 工場棟 転換工場 機械室 (9) 工場棟 転換工場 機械室 (10) 工場棟 転換工場 機械室 (11) 工場棟 転換工場 機械室 (12) 工場棟 転換工場 機械室 (13) 工場棟 転換工場 機械室	機器名		気体廃棄設備(1) 排気ファン (1) 排気ファン(フィルタ室内排気系統) (2) 排気ファン(付帯設備室内排気系統) (3) 排気ファン(原料倉庫室内排気系統) (4) 排気ファン(原料倉庫局所排気系統) (5) 排気ファン(転換加工室内排気系統(1)) (6) 排気ファン(転換加工室内排気系統(2)) (7) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(2)) (8) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(4)) (9) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(5)) (10) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(1)) (11) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(2)) (12) 排気ファン(チェックタンク室局所排気系統(2)) (13) 排気ファン(計器室内排気系統)	変更内容		(1) 変更なし (2) <u>改造</u> ・ <u>溢水対策として、基礎を改造する。</u> (3) 変更なし (4) 改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (5) 変更なし (6) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (7) 改造 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 (8) 変更なし (9) 改造 ・耐震補強のため、架台を改造する。 (10) 変更なし (11) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (12) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (13) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。	<p>変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (608) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (610) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 排気ファン (617) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック (627) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置 (639) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置																								
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 機械室 (2) 工場棟 転換工場 機械室 (3) 工場棟 転換工場 機械室 (4) 工場棟 転換工場 機械室 (5) 工場棟 転換工場 機械室 (6) 工場棟 転換工場 機械室 (7) 工場棟 転換工場 機械室 (8) 工場棟 転換工場 機械室 (9) 工場棟 転換工場 機械室 (10) 工場棟 転換工場 機械室 (11) 工場棟 転換工場 機械室 (12) 工場棟 転換工場 機械室 (13) 工場棟 転換工場 機械室																								
機器名		気体廃棄設備(1) 排気ファン (1) 排気ファン(フィルタ室内排気系統) (2) 排気ファン(付帯設備室内排気系統) (3) 排気ファン(原料倉庫室内排気系統) (4) 排気ファン(原料倉庫局所排気系統) (5) 排気ファン(転換加工室内排気系統(1)) (6) 排気ファン(転換加工室内排気系統(2)) (7) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(2)) (8) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(4)) (9) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(5)) (10) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(1)) (11) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(2)) (12) 排気ファン(チェックタンク室局所排気系統(2)) (13) 排気ファン(計器室内排気系統)																								
変更内容		(1) 変更なし (2) <u>変更なし</u> (3) 変更なし (4) 改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (5) 変更なし (6) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (7) 改造 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 (8) 変更なし (9) 改造 ・耐震補強のため、架台を改造する。 (10) 変更なし (11) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (12) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (13) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。																								
事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (608) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (610) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 排気ファン (617) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック (627) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置 (639) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置																								
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 機械室 (2) 工場棟 転換工場 機械室 (3) 工場棟 転換工場 機械室 (4) 工場棟 転換工場 機械室 (5) 工場棟 転換工場 機械室 (6) 工場棟 転換工場 機械室 (7) 工場棟 転換工場 機械室 (8) 工場棟 転換工場 機械室 (9) 工場棟 転換工場 機械室 (10) 工場棟 転換工場 機械室 (11) 工場棟 転換工場 機械室 (12) 工場棟 転換工場 機械室 (13) 工場棟 転換工場 機械室																								
機器名		気体廃棄設備(1) 排気ファン (1) 排気ファン(フィルタ室内排気系統) (2) 排気ファン(付帯設備室内排気系統) (3) 排気ファン(原料倉庫室内排気系統) (4) 排気ファン(原料倉庫局所排気系統) (5) 排気ファン(転換加工室内排気系統(1)) (6) 排気ファン(転換加工室内排気系統(2)) (7) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(2)) (8) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(4)) (9) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(5)) (10) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(1)) (11) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(2)) (12) 排気ファン(チェックタンク室局所排気系統(2)) (13) 排気ファン(計器室内排気系統)																								
変更内容		(1) 変更なし (2) <u>改造</u> ・ <u>溢水対策として、基礎を改造する。</u> (3) 変更なし (4) 改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (5) 変更なし (6) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (7) 改造 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 (8) 変更なし (9) 改造 ・耐震補強のため、架台を改造する。 (10) 変更なし (11) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (12) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (13) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。																								

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																																																										
<p>追表ト設一気22(6次) 気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統) 仕様表(1/2)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業許可との対応</td> <td>許可番号(日付) 設備・機器名称</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (608) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (634) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">工場棟 転換工場 チェックタンク室</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="2">気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="2">改造 ・ 耐震補強のため、架台を撤去、新設する。 ・ 火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。</td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td colspan="2">1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>液噴霧式</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表ト設一気22</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>最高使用温度:70℃</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td colspan="2">気体廃棄物</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1494</p>	事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (608) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (634) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)	設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室		機器名	気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))		変更内容	改造 ・ 耐震補強のため、架台を撤去、新設する。 ・ 火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。		員数	1基		一般仕様	型式	液噴霧式	主要な構造材	別表ト設一気22	寸法(単位:mm)		その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水	その他の性能	最高使用温度:70℃	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物		<p>追表ト設一気22(6次) 気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統) 仕様表(1/2)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業許可との対応</td> <td>許可番号(日付) 設備・機器名称</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (608) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (634) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">工場棟 転換工場 チェックタンク室</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="2">気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="2">改造 ・ 火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。</td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td colspan="2">1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>液噴霧式</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表ト設一気22</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>最高使用温度:70℃</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td colspan="2">気体廃棄物</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1494</p>	事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (608) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (634) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)	設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室		機器名	気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))		変更内容	改造 ・ 火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。		員数	1基		一般仕様	型式	液噴霧式	主要な構造材	別表ト設一気22	寸法(単位:mm)		その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水	その他の性能	最高使用温度:70℃	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物		<p>変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (608) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (634) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)																																																										
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室																																																											
機器名	気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))																																																											
変更内容	改造 ・ 耐震補強のため、架台を撤去、新設する。 ・ 火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。																																																											
員数	1基																																																											
一般仕様	型式	液噴霧式																																																										
	主要な構造材	別表ト設一気22																																																										
	寸法(単位:mm)																																																											
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水																																																										
	その他の性能	最高使用温度:70℃																																																										
取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物																																																											
事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (608) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (634) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)																																																										
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室																																																											
機器名	気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))																																																											
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。																																																											
員数	1基																																																											
一般仕様	型式	液噴霧式																																																										
	主要な構造材	別表ト設一気22																																																										
	寸法(単位:mm)																																																											
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水																																																										
	その他の性能	最高使用温度:70℃																																																										
取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物																																																											

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																																																																										
<p style="text-align: center;">追表ト設一液6(6次) 地下集水槽 仕様表 (1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業許可との対応</td> <td style="width: 15%;">許可番号(日付)</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設備・機器名称</td> <td>(715) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 地下集水槽 (717) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備 (718) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 堰漏水検知警報設備</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> <td>(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ビット (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ビット</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td></td> <td>廃液処理設備(1) 地下集水槽 (1) 地下集水槽 A (2) 地下集水槽 B</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td></td> <td>(1) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) (2) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 *1: (717) 液位高警報設備を改造、(718) 堰漏水検知警報設備を新設する。</td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td></td> <td>2基 (1) 1基 (2) 1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>円筒縦型</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表ト設一液6【三原燃第20-0695号】</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>配管系統(ポンプ、逆止弁含む)、ビット内液回収配管系統、漏水検知器、液位計、雑廃水受槽</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>有効容積: 約 <input type="text"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技術基準に基づく設計(注)</td> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>液体廃棄物</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。(717) 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1519</p>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)		設備・機器名称	(715) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 地下集水槽 (717) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備 (718) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 堰漏水検知警報設備	設置場所		(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ビット (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ビット	機器名		廃液処理設備(1) 地下集水槽 (1) 地下集水槽 A (2) 地下集水槽 B	変更内容		(1) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) (2) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 *1: (717) 液位高警報設備を改造、(718) 堰漏水検知警報設備を新設する。	員数		2基 (1) 1基 (2) 1基	一般仕様	型式	円筒縦型	主要な構造材	別表ト設一液6【三原燃第20-0695号】	寸法(単位:mm)		その他の構成機器	配管系統(ポンプ、逆止弁含む)、ビット内液回収配管系統、漏水検知器、液位計、雑廃水受槽	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/>	技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物	核燃料物質の臨界防止	-		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。(717) 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。	<p style="text-align: center;">追表ト設一液6(6次) 地下集水槽 仕様表 (1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業許可との対応</td> <td style="width: 15%;">許可番号(日付)</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設備・機器名称</td> <td>(715) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 地下集水槽 (717) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備 (718) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 堰漏水検知警報設備</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> <td>(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ビット (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ビット</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td></td> <td>廃液処理設備(1) 地下集水槽 (1) 地下集水槽 A (2) 地下集水槽 B</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td></td> <td>(1) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) ・ <u>耐震補強のため、掘付部を改造する。</u> (2) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ <u>耐震補強のため、掘付部を改造する。</u> *1: (717) 液位高警報設備を改造、(718) 堰漏水検知警報設備を新設する。</td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td></td> <td>2基 (1) 1基 (2) 1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>円筒縦型</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表ト設一液6【三原燃第20-0695号】</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>配管系統(ポンプ、逆止弁含む)、ビット内液回収配管系統、漏水検知器、液位計、雑廃水受槽</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>有効容積: 約 <input type="text"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技術基準に基づく設計(注)</td> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>液体廃棄物</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。(717) 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1519</p>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)		設備・機器名称	(715) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 地下集水槽 (717) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備 (718) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 堰漏水検知警報設備	設置場所		(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ビット (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ビット	機器名		廃液処理設備(1) 地下集水槽 (1) 地下集水槽 A (2) 地下集水槽 B	変更内容		(1) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) ・ <u>耐震補強のため、掘付部を改造する。</u> (2) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ <u>耐震補強のため、掘付部を改造する。</u> *1: (717) 液位高警報設備を改造、(718) 堰漏水検知警報設備を新設する。	員数		2基 (1) 1基 (2) 1基	一般仕様	型式	円筒縦型	主要な構造材	別表ト設一液6【三原燃第20-0695号】	寸法(単位:mm)		その他の構成機器	配管系統(ポンプ、逆止弁含む)、ビット内液回収配管系統、漏水検知器、液位計、雑廃水受槽	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/>	技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物	核燃料物質の臨界防止	-		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。(717) 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。	<p>変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																																																																										
	設備・機器名称	(715) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 地下集水槽 (717) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備 (718) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 堰漏水検知警報設備																																																																										
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ビット (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ビット																																																																										
機器名		廃液処理設備(1) 地下集水槽 (1) 地下集水槽 A (2) 地下集水槽 B																																																																										
変更内容		(1) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) (2) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 *1: (717) 液位高警報設備を改造、(718) 堰漏水検知警報設備を新設する。																																																																										
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基																																																																										
一般仕様	型式	円筒縦型																																																																										
	主要な構造材	別表ト設一液6【三原燃第20-0695号】																																																																										
	寸法(単位:mm)																																																																											
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ、逆止弁含む)、ビット内液回収配管系統、漏水検知器、液位計、雑廃水受槽																																																																										
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/>																																																																										
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物																																																																										
	核燃料物質の臨界防止	-																																																																										
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。(717) 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。																																																																										
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																																																																										
	設備・機器名称	(715) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 地下集水槽 (717) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備 (718) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 堰漏水検知警報設備																																																																										
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ビット (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 地下ビット																																																																										
機器名		廃液処理設備(1) 地下集水槽 (1) 地下集水槽 A (2) 地下集水槽 B																																																																										
変更内容		(1) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) ・ <u>耐震補強のため、掘付部を改造する。</u> (2) 改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を改造、新設する。(*1) ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ <u>耐震補強のため、掘付部を改造する。</u> *1: (717) 液位高警報設備を改造、(718) 堰漏水検知警報設備を新設する。																																																																										
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基																																																																										
一般仕様	型式	円筒縦型																																																																										
	主要な構造材	別表ト設一液6【三原燃第20-0695号】																																																																										
	寸法(単位:mm)																																																																											
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ、逆止弁含む)、ビット内液回収配管系統、漏水検知器、液位計、雑廃水受槽																																																																										
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/>																																																																										
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物																																																																										
	核燃料物質の臨界防止	-																																																																										
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。(717) 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。																																																																										

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

追表り設-2 (5次) 同位体分析設備 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称	[906] 分析設備 同位体分析設備	
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 分光分析室 (2) 工場棟 転換工場 分光分析室	
機器名	分析設備 同位体分析設備 (1) 表面電離型質量分析装置(1) (2) 表面電離型質量分析装置(2)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	1式 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	(1) SECTOR54 (2) TRITON-TI
	主要な構造材	別表り設-2
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	[906]・[907]・[908]・[909] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する(図臨配-2、図臨転-121)。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

1700

変更後

追表り設-2 (5次) 同位体分析設備 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称	[906] 分析設備 同位体分析設備	
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 分光分析室 (2) 工場棟 転換工場 分光分析室	
機器名	分析設備 同位体分析設備 (1) 表面電離型質量分析装置(1) (2) 表面電離型質量分析装置(2)	
変更内容	(1) <u>改造</u> <u>・耐震性向上のために脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> (2) <u>改造</u> <u>・耐震性向上のために脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u>	
員数	1式 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	(1) SECTOR54 (2) TRITON-TI
	主要な構造材	別表り設-2
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	[906]・[907]・[908]・[909] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する(図臨配-2、図臨転-121)。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

1700

変更理由

脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)		変更後	変更理由
追表り設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (1/3)		追表り設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (1/3)	
事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称
設置場所	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (907) 分析設備 不純物分析設備 (1) 工場棟 転換工場 分光分析室 (2) 工場棟 転換工場 分光分析室 (3) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (4) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (5) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (6) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (7) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (8) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (9) 付属建物 除染室・分析室 分析室	設置場所	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (907) 分析設備 不純物分析設備 (1) 工場棟 転換工場 分光分析室 (2) 工場棟 転換工場 分光分析室 (3) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (4) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (5) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (6) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (7) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (8) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (9) 付属建物 除染室・分析室 分析室
機器名	分析設備 不純物分析設備 (1) 固体発光分光分析装置 (2) ICP 質量分析装置 (3) ICP 発光分光分析装置 (4) 自動水分分析装置 (5) 炭素・硫黄同時分析装置 (6) 自動ハロゲン分析装置 (7) α線スペクトル分析装置 (8) 廃水タンク (9) サンプル保管庫	機器名	分析設備 不純物分析設備 (1) 固体発光分光分析装置 (2) ICP 質量分析装置 (3) ICP 発光分光分析装置 (4) 自動水分分析装置 (5) 炭素・硫黄同時分析装置 (6) 自動ハロゲン分析装置 (7) α線スペクトル分析装置 (8) 廃水タンク (9) サンプル保管庫
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし (5) 変更なし (6) 変更なし (7) 変更なし (8) 改造 ・既設の廃水タンクは廃棄し、新たに製作して付属建物 除染室・分析室 分析室に設置する。 (9) 新設 ・竜巻襲来時の飛散防止対策のため、サンプル保管庫を新設する。	変更内容	(1) <u>改造</u> ・耐震性向上のために脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。 (2) <u>改造</u> ・耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。 ・設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。 (3) <u>改造</u> ・老朽化のため、設置架台を更新する。 ・耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。 ・設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。 (4) <u>改造</u> ・老朽化のため、設置架台を更新する。 ・耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。 ・設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。 (5) <u>改造</u> ・老朽化のため、設置架台を更新する。 ・耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。 ・設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。 (6) <u>改造</u> ・耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。 ・設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。 (7) <u>改造</u> ・耐震性向上のために脚部をアンカーボルトにより固定する。 (8) 改造 ・既設の廃水タンクは廃棄し、新たに製作して付属建物 除染室・分析室 分析室に設置する。 (9) 新設 ・竜巻襲来時の飛散防止対策のため、サンプル保管庫を新設する。
員数	1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基		
一般仕様	型式 (1) GEW-170 (2) Agilent7500ce、設置架台 (3) iCAP6300Duo、UF4A-AA6M-CA1T※1 (4) AQS-2120、UF4A-AA5M-CA1T※1 (5) EMIA-920V、UF1A-AA6L-CA0T※1 (6) HSIJ-50※2、SQ-30※2、TBS-15※2、設置架台 (7) 576A-600H (8) 円筒縦型 (9) SECOM Pythagoras CABI、設置架台 ※1 市販品の設置架台 ※2 自動ハロゲン分析装置を構成する部品		
	主要な構造材		
	別表り設-3		
1702		1702	設置架台、拘束金具、脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。 なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由
----------------------------------	-----	------

前頁の変更に伴う表の頁の繰り下げ。(本頁に内容の変更は無い)

追表り設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (2/3)

一般仕様	寸法(単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)(廃水タンク)
	その他の性能	有効容量約 <input type="text"/> (廃水タンク)
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設1] 核的制限値を設定する(廃水タンクを除く)。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する(図臨配-2、図臨転-121)(廃水タンクを除く)。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(廃水タンクを除く)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室、工場棟転換工場の建物、土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類(ただしサンプル保管庫は第2類) [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {907} 分析設備 不純物分析設備 サンプル保管庫 第2類 本体部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 本体取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 設置架台部材: <input type="text"/> 設置架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする(廃水タンク)。 [10.1-設5] 分析装置、およびサンプル保管庫のサンプル保持できる構造により、核燃料物質の落下を防止する(廃水タンクを除く)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する(廃水タンク)。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第19-0801号 図り建-57 参照)(廃水タンク)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する(廃水タンクを除く)。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする(廃水タンクを除く)。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する(サンプル保管庫を除く)。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設7] 使用施設との共用によって、核的制限値を超えないように管理する(固体発光分光分析装置、自動ハロゲン分析装置、サンプル保管庫)。

1703

追表り設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (2/3)

一般仕様	員数	1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基
	型式	(1) GEW-170 (2) Agilent7500ce、設置架台 (3) iCAP6300duo、UF4A-AA6M-CA1T※1 (4) AQS-2120、UF4A-AA5M-CA1T※1 (5) EMIA-920V、UF1A-AA6L-CAOT※1 (6) HSU-50※2、SQ-30※2、TBS-15※2、設置架台 (7) 576A-600H (8) 円筒縦型 (9) SECOM Pythagoras CABI、設置架台 ※1 市販品の設置架台 ※2 自動ハロゲン分析装置を構成する部品
	主要な構造材	別表り設-3
一般仕様	寸法(単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)(廃水タンク)
	その他の性能	有効容量約 <input type="text"/> (廃水タンク)
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設1] 核的制限値を設定する(廃水タンクを除く)。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する(図臨配-2、図臨転-121)(廃水タンクを除く)。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(廃水タンクを除く)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室、工場棟転換工場の建物、土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類(ただしサンプル保管庫は第2類) [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む)。 {907} 分析設備 不純物分析設備 サンプル保管庫 第2類 本体部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 本体取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 設置架台部材: <input type="text"/> 設置架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする(廃水タンク)。 [10.1-設5] 分析装置、およびサンプル保管庫のサンプル保持できる構造により、核燃料物質の落下を防止する(廃水タンクを除く)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する(廃水タンク)。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第19-0801号 図り建-57 参照)(廃水タンク)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する(廃水タンクを除く)。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする(廃水タンクを除く)。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する(サンプル保管庫を除く)。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設7] 使用施設との共用によって、核的制限値を超えないように管理する(固体発光分光分析装置、自動ハロゲン分析装置、サンプル保管庫)。

1703

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																																																																											
<p style="text-align: center;">追表り設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (3/3)</p> <table border="1" data-bbox="296 436 1190 808"> <tr><td>搬送設備</td><td>-</td></tr> <tr><td>核燃料物質の貯蔵施設</td><td>-</td></tr> <tr><td>警報設備等</td><td>[13.1-建1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[853]漏水検知警報設備を設置する (廃水タンク) (表り設-2参照)。</td></tr> <tr><td>放射線管理施設</td><td>-</td></tr> <tr><td>廃棄施設</td><td>-</td></tr> <tr><td>核燃料物質等による汚染の防止</td><td>-</td></tr> <tr><td>遮蔽</td><td>-</td></tr> <tr><td>換気設備</td><td>-</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>-</td></tr> <tr><td>通信連絡設備</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他事業許可で求める仕様</td><td>[99-設3] F3 竜巻に耐えるようボルト (含む拘束金具) で固定する。</td></tr> <tr><td>添付図</td><td>図り配-2、図り配-3、図り配-4、図り系-3、図り設-3、図り設-4、図り設-7、図り設-8、図り設-9、図り設-10、図り設-11、図り設-12、図り設-13 【三原燃 第20-0256号】</td></tr> </table> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 [ ] 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p> <p>本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2008051号、及び原規規発第2102254号で認可済み。</p> <p style="text-align: center;">1704</p>	搬送設備	-	核燃料物質の貯蔵施設	-	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[853]漏水検知警報設備を設置する (廃水タンク) (表り設-2参照)。	放射線管理施設	-	廃棄施設	-	核燃料物質等による汚染の防止	-	遮蔽	-	換気設備	-	非常用電源設備	-	通信連絡設備	-	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻に耐えるようボルト (含む拘束金具) で固定する。	添付図	図り配-2、図り配-3、図り配-4、図り系-3、図り設-3、図り設-4、図り設-7、図り設-8、図り設-9、図り設-10、図り設-11、図り設-12、図り設-13 【三原燃 第20-0256号】	<p style="text-align: center;">追表り設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (3/3)</p> <table border="1" data-bbox="1454 420 2347 1260"> <tr><td>技術基準に基づく設計 (注)</td><td>閉じ込めの機能</td><td>[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。(廃水タンク) [10.1-設5] 分析装置、およびサンプル保管庫のサンプル保持できる構造により、核燃料物質の落下を防止する。(廃水タンクを除く) [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。(廃水タンク) [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))を設置する。(三原燃 第19-0801号 図り建-57参照) (廃水タンク)</td></tr> <tr><td></td><td>火災等による損傷の防止</td><td>[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</td></tr> <tr><td></td><td>溢水による損傷の防止</td><td>[12.1-設2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する (廃水タンクを除く)。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。(廃水タンクを除く) [12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。(サンプル保管庫を除く)</td></tr> <tr><td></td><td>安全避難通路等</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>安全機能を有する施設</td><td>[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設7] 使用施設との共用によって、核的制限値を超えないように管理する。(固体発光分光分析装置、自動ハロゲン分析装置、サンプル保管庫)</td></tr> <tr><td></td><td>搬送設備</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>核燃料物質の貯蔵施設</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>警報設備等</td><td>[13.1-建1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[853]漏水検知警報設備を設置する (廃水タンク) (表り設-2参照)。</td></tr> <tr><td></td><td>放射線管理施設</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>廃棄施設</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>核燃料物質等による汚染の防止</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>遮蔽</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>換気設備</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>非常用電源設備</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>通信連絡設備</td><td>-</td></tr> <tr><td></td><td>その他事業許可で求める仕様</td><td>[99-設3] F3 竜巻に耐えるようボルト (含む拘束金具) で固定する。</td></tr> <tr><td></td><td>添付図</td><td>図り配-2、図り配-3、図り配-4、図り系-3、図り設-3、図り設-4、図り設-7、図り設-8、図り設-9、図り設-10、図り設-11、図り設-12、図り設-13 【三原燃 第20-0256号】</td></tr> </table> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 [ ] 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p> <p>本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2008051号、及び原規規発第2102254号で認可済み。</p> <p style="text-align: center;">1704</p>	技術基準に基づく設計 (注)	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。(廃水タンク) [10.1-設5] 分析装置、およびサンプル保管庫のサンプル保持できる構造により、核燃料物質の落下を防止する。(廃水タンクを除く) [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。(廃水タンク) [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))を設置する。(三原燃 第19-0801号 図り建-57参照) (廃水タンク)		火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。		溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する (廃水タンクを除く)。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。(廃水タンクを除く) [12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。(サンプル保管庫を除く)		安全避難通路等	-		安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設7] 使用施設との共用によって、核的制限値を超えないように管理する。(固体発光分光分析装置、自動ハロゲン分析装置、サンプル保管庫)		搬送設備	-		核燃料物質の貯蔵施設	-		警報設備等	[13.1-建1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[853]漏水検知警報設備を設置する (廃水タンク) (表り設-2参照)。		放射線管理施設	-		廃棄施設	-		核燃料物質等による汚染の防止	-		遮蔽	-		換気設備	-		非常用電源設備	-		通信連絡設備	-		その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻に耐えるようボルト (含む拘束金具) で固定する。		添付図	図り配-2、図り配-3、図り配-4、図り系-3、図り設-3、図り設-4、図り設-7、図り設-8、図り設-9、図り設-10、図り設-11、図り設-12、図り設-13 【三原燃 第20-0256号】	<p>前頁の変更に伴う表の頁の繰り下げ。(本頁に内容の変更は無い)</p>
搬送設備	-																																																																												
核燃料物質の貯蔵施設	-																																																																												
警報設備等	[13.1-建1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[853]漏水検知警報設備を設置する (廃水タンク) (表り設-2参照)。																																																																												
放射線管理施設	-																																																																												
廃棄施設	-																																																																												
核燃料物質等による汚染の防止	-																																																																												
遮蔽	-																																																																												
換気設備	-																																																																												
非常用電源設備	-																																																																												
通信連絡設備	-																																																																												
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻に耐えるようボルト (含む拘束金具) で固定する。																																																																												
添付図	図り配-2、図り配-3、図り配-4、図り系-3、図り設-3、図り設-4、図り設-7、図り設-8、図り設-9、図り設-10、図り設-11、図り設-12、図り設-13 【三原燃 第20-0256号】																																																																												
技術基準に基づく設計 (注)	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。(廃水タンク) [10.1-設5] 分析装置、およびサンプル保管庫のサンプル保持できる構造により、核燃料物質の落下を防止する。(廃水タンクを除く) [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。(廃水タンク) [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))を設置する。(三原燃 第19-0801号 図り建-57参照) (廃水タンク)																																																																											
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。																																																																											
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する (廃水タンクを除く)。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。(廃水タンクを除く) [12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。(サンプル保管庫を除く)																																																																											
	安全避難通路等	-																																																																											
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設7] 使用施設との共用によって、核的制限値を超えないように管理する。(固体発光分光分析装置、自動ハロゲン分析装置、サンプル保管庫)																																																																											
	搬送設備	-																																																																											
	核燃料物質の貯蔵施設	-																																																																											
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に[853]漏水検知警報設備を設置する (廃水タンク) (表り設-2参照)。																																																																											
	放射線管理施設	-																																																																											
	廃棄施設	-																																																																											
	核燃料物質等による汚染の防止	-																																																																											
	遮蔽	-																																																																											
	換気設備	-																																																																											
	非常用電源設備	-																																																																											
	通信連絡設備	-																																																																											
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻に耐えるようボルト (含む拘束金具) で固定する。																																																																											
	添付図	図り配-2、図り配-3、図り配-4、図り系-3、図り設-3、図り設-4、図り設-7、図り設-8、図り設-9、図り設-10、図り設-11、図り設-12、図り設-13 【三原燃 第20-0256号】																																																																											

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

追表り設-4 (5次) 物性測定設備 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[908] 分析設備 物性測定設備
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (2) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (3) 付属建物 除染室・分析室 分析室
機器名		分析設備 物性測定設備 (1) 比表面積測定装置 (2) 嵩密度測定装置 (3) 平均粒径測定装置
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 改造 ・ 火災防止のため、金属製カバーを設置する。
員数		1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基
一般仕様	型式	(1) Macsorb HM-1220、WS2D-AA5M-AA0T※ (2) タップ密度測定式、設置架台 (3) Model 95、WS2D-AASM-AA0T※ ※ 市販品の設置架台
	主要な構造材	別表り設-4
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)

1705

変更後

追表り設-4 (5次) 物性測定設備 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[908] 分析設備 物性測定設備
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (2) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (3) 付属建物 除染室・分析室 分析室
機器名		分析設備 物性測定設備 (1) 比表面積測定装置 (2) 嵩密度測定装置 (3) 平均粒径測定装置
変更内容		(1) 改造 ・ 老朽化のため、設置架台を更新する。 ・ 耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。 ・ 設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。 (2) 改造 ・ 耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。 ・ 設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。 ・ 駆動部への巻き込まれ防止のためにカバーを設置する。 (3) 改造 ・ 老朽化のため、設置架台を更新する。 ・ 耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。 ・ 設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。 ・ 火災防止のため、金属製カバーを設置する。
員数		1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基
一般仕様	型式	(1) Macsorb HM-1220、WS2D-AA5M-AA0T※ (2) タップ密度測定式、設置架台 (3) Model 95、WS2D-AASM-AA0T※ ※ 市販品の設置架台
	主要な構造材	別表り設-4
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)

1705

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバーの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

追表り設-5 (5次) 試料回収ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称		[909] 分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室
機器名		分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)
変更内容		(1) 改造 ・作業性改善のため、下部へのシュート部を閉止する。
員数		1基
一般仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	別表り設-5
	寸法(単位:mm)	(1) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em;"></span>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	[906]・[907]・[908]・[909] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する(図臨配-2、図臨転-121)。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

追表り設-5 (5次) 試料回収ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称		[909] 分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室
機器名		分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)
変更内容		(1) 改造 ・作業性改善のため、下部へのシュート部を閉止する。 ・ <u>アンカーボルトを交換する。</u>
員数		1基
一般仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	別表り設-5
	寸法(単位:mm)	(1) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em;"></span>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	[906]・[907]・[908]・[909] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する(図臨配-2、図臨転-121)。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

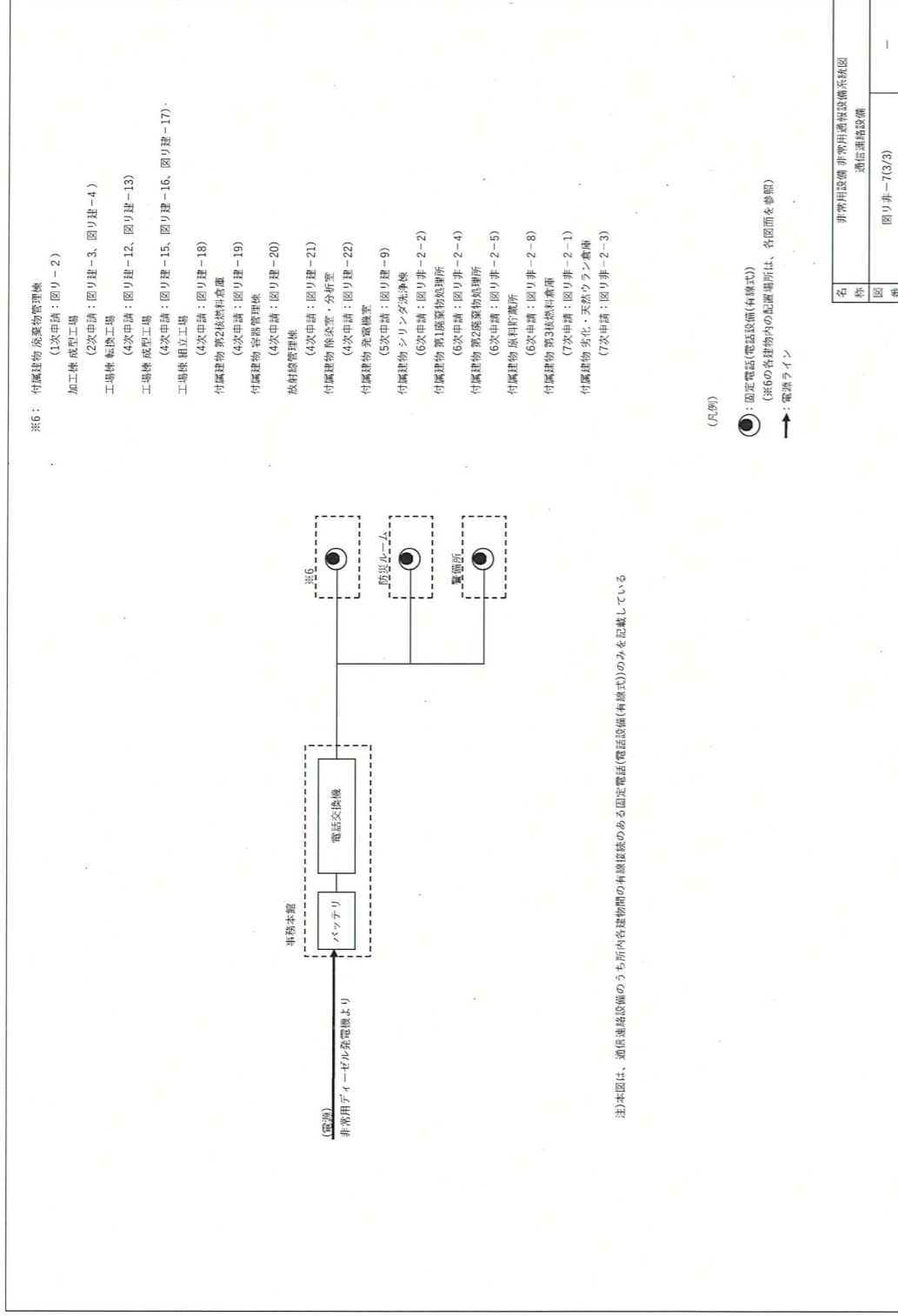
アンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

1707

1707

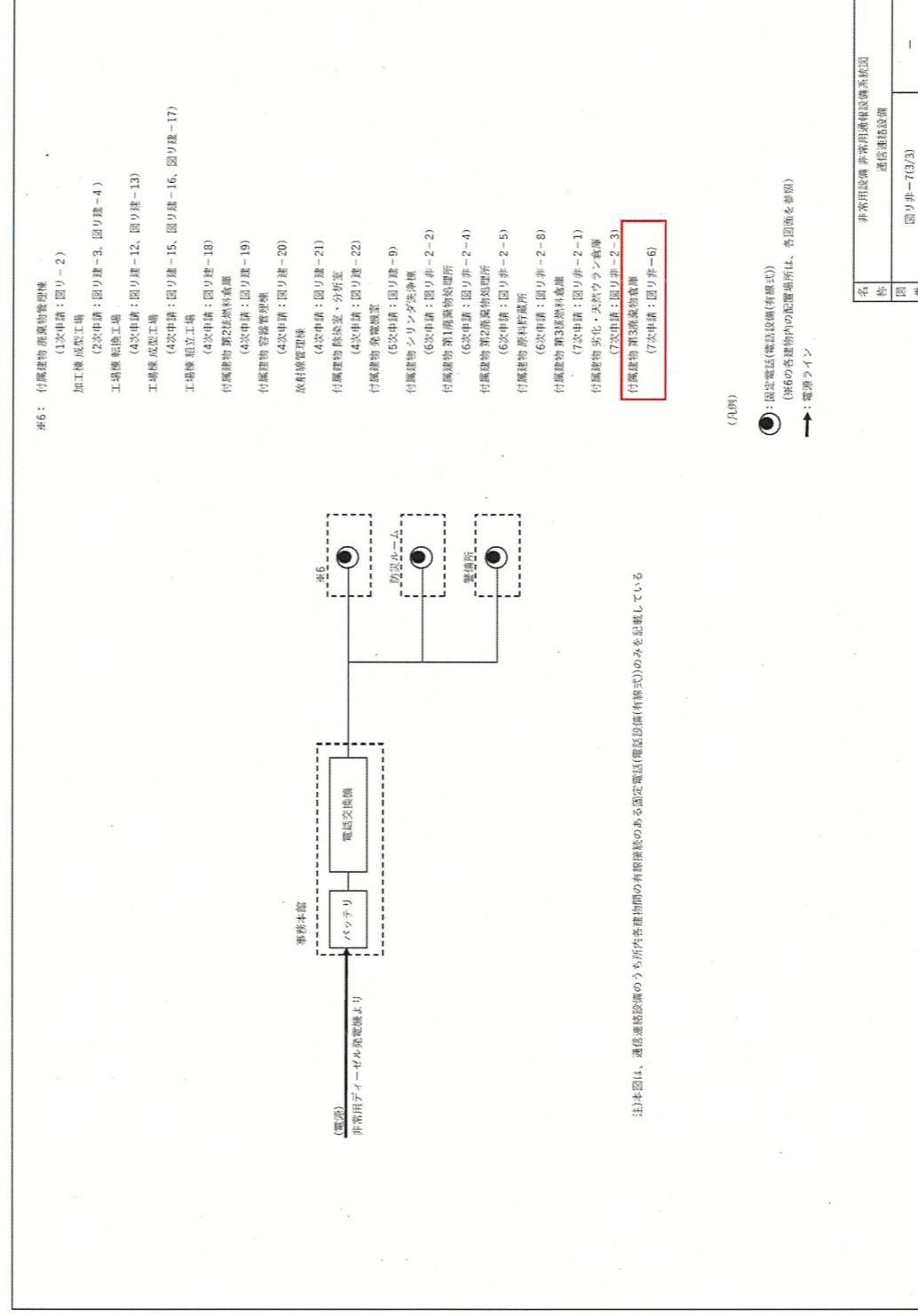
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)



1864

変更後



1864

変更理由

変更内容の記載適正化に伴い、非常用設備の配置記述を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

表1 工事工程表(7/38)

Table with columns: 安全機能一覧番号, 施設区分, 設置場所, 安全機能一覧名称, 名称, 変更の内容, and months from 11 to 8. It details various engineering tasks like dust collection and air conditioning system modifications.

表1 工事工程表(7/38)

Table with columns: 安全機能一覧番号, 施設区分, 設置場所, 安全機能一覧名称, 名称, 変更の内容, and months from 11 to 8. This table shows the updated version of the engineering tasks, with some entries underlined or boxed to indicate changes.

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

変更内容の記載適正化に伴い、変更区分を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1 工事工程表(30/38)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>3)</sup>	変更の内容	令和3年(2021年) 度					令和4年(2022年) 度						
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
0000	工場棟組立工場		放射線管理棟	放射線管理棟	変更なし										△▽		
				放射線管理棟	変更なし											△▽	
				付属建物除染室・分析室	変更なし												△▽
				付属建物第2放射性廃棄物倉庫	変更なし												△▽
				付属建物第2保安管理棟	変更なし												△▽
				付属建物放射線管理棟前室	増設												△▽
				付属建物発電機室	増設												△▽
				付属建物第1廃棄物処理所	変更なし												△▽
				付属建物第2廃棄物処理所	変更なし												△▽
				付属建物シンクド洗浄機	変更なし												△▽
				付属建物第3廃棄物倉庫	変更なし												△▽
				付属建物第4廃棄物処理所前室	増設												△▽
				付属建物第2放射性廃棄物倉庫	変更なし												△▽
				付属建物放射線管理棟	変更なし												△▽
				付属建物汚化・天然ウラン倉庫	変更なし												△▽
				0001			通信設備設置	通信設備設置(電話設備)	増設 <sup>2)</sup>								
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	

2318

表1 工事工程表(30/38)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>3)</sup>	変更の内容	令和3年(2021年) 度					令和4年(2022年) 度						
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
0000	工場棟組立工場		放射線管理棟	放射線管理棟	変更なし										△▽		
				放射線管理棟	変更なし											△▽	
				付属建物除染室・分析室	変更なし												△▽
				付属建物第2放射性廃棄物倉庫	変更なし												△▽
				付属建物第2保安管理棟	変更なし												△▽
				付属建物放射線管理棟前室	増設												△▽
				付属建物発電機室	増設												△▽
				付属建物第1廃棄物処理所	変更なし												△▽
				付属建物第2廃棄物処理所	変更なし												△▽
				付属建物シンクド洗浄機	変更なし												△▽
				付属建物第3廃棄物倉庫	変更なし												△▽
				付属建物第4廃棄物処理所前室	増設												△▽
				付属建物第2放射性廃棄物倉庫	変更なし												△▽
				付属建物放射線管理棟	変更なし												△▽
				付属建物汚化・天然ウラン倉庫	変更なし												△▽
				0001			通信設備設置	通信設備設置(電話設備)	増設 <sup>2)</sup>								
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	
通信設備設置(電話設備)	増設															△▽	

2318

変更対象を黒文字下線もしくは黒線開い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線開いで示す。



変更前(令和3年6月1日付 原規規第 2106016 号にて認可)

変更後

変更理由

表1 工事工程表(32/38)

Table with columns for safety equipment name, location, name, change content, and months from 11 to 8. It lists various fire safety equipment like fire extinguishers and pumps with their scheduled installation or modification dates.

2320

表1 工事工程表(32/38)

Table with columns for safety equipment name, location, name, change content, and months from 11 to 8. It lists various fire safety equipment with specific changes and dates, including fire extinguishers and pumps.

2320

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

表1 工事工程表(33/38)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>※1</sup>	変更の内容	令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度								
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月				
9901	付属建物	付属建物放射線管理棟前室	放射線管理棟	火災感知設備	増設										△▽				
				火災感知設備	増設											△▽			
				火災感知設備	変更なし												△▽		
				火災感知設備	改造												△▽		
				火災感知設備	変更なし												△▽		
				火災感知設備	変更なし												△▽		
				火災感知設備	増設												△▽		
				火災感知設備	変更なし													△▽	
				火災感知設備	変更なし													△▽	
				火災感知設備	増設													△▽	
				火災感知設備	変更なし													△▽	
				火災感知設備	変更なし													△▽	
				火災感知設備	増設													△▽	
				火災感知設備	変更なし													△▽	
				火災感知設備	変更なし													△▽	
				9902	各種物	緊急対策設備	緊急対策設備	-											
				9903	付属建物放射線管理棟	非常用照明	非常用照明	増設 <sup>※2</sup>											▽
非常用照明	変更なし															△▽			

表1 工事工程表(33/38)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>※1</sup>	変更の内容	令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度								
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月				
9901	付属建物	付属建物放射線管理棟前室	放射線管理棟	火災感知設備	増設										△▽				
				火災感知設備	増設												△▽		
				火災感知設備	変更なし													△▽	
				火災感知設備	改造													△▽	
				火災感知設備	変更なし													△▽	
				火災感知設備	変更なし													△▽	
				火災感知設備	増設													△▽	
				火災感知設備	変更なし													△▽	
				火災感知設備	変更なし													△▽	
				火災感知設備	増設													△▽	
				火災感知設備	変更なし													△▽	
				火災感知設備	変更なし													△▽	
				火災感知設備	増設													△▽	
				火災感知設備	変更なし													△▽	
				火災感知設備	変更なし													△▽	
				9902	各種物	緊急対策設備	緊急対策設備	-											
				9903	付属建物放射線管理棟	非常用照明	非常用照明	増設 <sup>※2</sup>											▽
非常用照明	変更なし															△▽			

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

表1 工事工程表(34/38)

安全確認一覧番号	施設区分	設置場所	安全確認一覧名称	名称 <sup>※1</sup>	変更の内容	令和2年(2020年) 度					令和3年(2021年) 度									
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月					
9041				作業指示書	改定											△▽				
				作業指図書	変更なし													△▽		
				作業指図書	変更なし													△▽		
				放射線管理棟	変更なし													△▽		
				付属建物除染室・分析室	変更なし													△▽		
				付属建物第2種燃料倉庫	変更なし													△▽		
				付属建物第3種燃料倉庫	変更なし													△▽		
				付属建物放射線管理棟前室	増設														△▽	
				付属建物発電機室	増設														△▽	
				付属建物第1種廃棄物処理所	変更なし														△▽	
				付属建物第2種廃棄物処理所	変更なし														△▽	
				付属建物シリンダ洗浄機	変更なし														△▽	
				付属建物第3種廃棄物倉庫	変更なし														△▽	
				付属建物第1種廃棄物処理所前室	増設														△▽	
				付属建物第3種燃料倉庫	変更なし														△▽	
				付属建物原料貯蔵庫	変更なし														△▽	
				付属建物劣化・天然ウラン倉庫	変更なし														△▽	
				9041		誘導灯	誘導灯	増設 <sup>※2</sup>												▽
						加工棟成型工場	誘導灯	変更なし												△▽
						工場棟転機工場	誘導灯	変更なし												△▽
		工場棟成型工場	誘導灯	変更なし												△▽				
		工場棟組立工場	誘導灯	変更なし												△▽				
		放射線管理棟	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物除染室・分析室	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物第2種燃料倉庫	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物第3種燃料倉庫	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物放射線管理棟前室	誘導灯	増設												△▽				
		付属建物発電機室	誘導灯	増設												△▽				
		付属建物第1種廃棄物処理所	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物第2種廃棄物処理所	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物シリンダ洗浄機	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物第3種廃棄物倉庫	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物第1種廃棄物処理所前室	誘導灯	増設												△▽				
		付属建物第3種燃料倉庫	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物原料貯蔵庫	誘導灯	変更なし												△▽				

表1 工事工程表(34/38)

安全確認一覧番号	施設区分	設置場所	安全確認一覧名称	名称 <sup>※1</sup>	変更の内容	令和2年(2020年) 度					令和3年(2021年) 度									
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月					
9041				作業指示書	改定											△▽				
				作業指図書	変更なし													△▽		
				作業指図書	変更なし														△▽	
				放射線管理棟	変更なし														△▽	
				付属建物除染室・分析室	変更なし														△▽	
				付属建物第2種燃料倉庫	変更なし														△▽	
				付属建物第3種燃料倉庫	変更なし														△▽	
				付属建物放射線管理棟前室	増設														△▽	
				付属建物発電機室	増設														△▽	
				付属建物第1種廃棄物処理所	変更なし														△▽	
				付属建物第2種廃棄物処理所	変更なし														△▽	
				付属建物シリンダ洗浄機	変更なし														△▽	
				付属建物第3種廃棄物倉庫	変更なし														△▽	
				付属建物第1種廃棄物処理所前室	増設														△▽	
				付属建物第3種燃料倉庫	変更なし														△▽	
				付属建物原料貯蔵庫	変更なし														△▽	
				付属建物劣化・天然ウラン倉庫	変更なし														△▽	
				9041		誘導灯	誘導灯	増設 <sup>※2</sup>												▽
						加工棟成型工場	誘導灯	変更なし												△▽
						工場棟転機工場	誘導灯	改定												△▽
		工場棟成型工場	誘導灯	変更なし												△▽				
		工場棟組立工場	誘導灯	変更なし												△▽				
		放射線管理棟	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物除染室・分析室	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物第2種燃料倉庫	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物第3種燃料倉庫	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物放射線管理棟前室	誘導灯	増設												△▽				
		付属建物発電機室	誘導灯	増設												△▽				
		付属建物第1種廃棄物処理所	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物第2種廃棄物処理所	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物シリンダ洗浄機	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物第3種廃棄物倉庫	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物第1種廃棄物処理所前室	誘導灯	増設												△▽				
		付属建物第3種燃料倉庫	誘導灯	変更なし												△▽				
		付属建物原料貯蔵庫	誘導灯	変更なし												△▽				

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

事業許可		設工誌		令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度										
安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>(*)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月				
[005]		付属建物劣化・天然ウラン装置	安全避難通路	誘導灯	変更なし										△▽				
				付属建物劣化・天然ウラン装置	増設 <sup>(*)</sup>												▽		
				加工機成型工場	安全避難通路	増設												△▽	
				工場棟転換工場	安全避難通路	増設												△▽	
				工場棟成型工場	安全避難通路	増設												△▽	
				工場棟組立工場	安全避難通路	増設												△▽	
				放射線管理棟	安全避難通路	増設												△▽	
				付属建物除染室・分粒室	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第1放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第2放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第3放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第4放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第5放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第6放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第7放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第8放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第9放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第10放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				[009]	(分析設備)	工場棟転換工場分粒分装置	同位体分析設備	表面電離型質量分析装置(1) 表面電離型質量分析装置(2)	変更なし										△▽
				[007]			不純物分析設備	固体発光分光分析装置 ICP質量分析装置 ICP発光分光分析装置 自動水分分析装置 炭素・硫黄同時分析装置 自動ハロゲン分析装置 α線スペクトル分析装置 臭水タンク サンプル保管庫	変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 改造 新設									△▽ △▽ △▽ △▽ △▽ △▽ △▽ △▽ △▽ △▽	
[008]			物性測定設備	比表面積測定装置 弾性率測定装置 平均粒径測定装置	変更なし 変更なし 改造										△▽ △▽ △▽				
[009]			試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	試料回収ボックス	改造										△▽				

事業許可		設工誌		令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度										
安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>(*)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月				
[005]		付属建物劣化・天然ウラン装置	安全避難通路	誘導灯	変更なし										△▽				
				付属建物劣化・天然ウラン装置	増設 <sup>(*)</sup>												▽		
				加工機成型工場	安全避難通路	増設												△▽	
				工場棟転換工場	安全避難通路	増設												△▽	
				工場棟成型工場	安全避難通路	増設												△▽	
				工場棟組立工場	安全避難通路	増設												△▽	
				放射線管理棟	安全避難通路	増設												△▽	
				付属建物除染室・分粒室	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第1放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第2放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第3放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第4放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第5放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第6放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第7放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第8放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第9放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				付属建物第10放射線管理棟	安全避難通路	増設													△▽
				[009]	(分析設備)	工場棟転換工場分粒分装置	同位体分析設備	表面電離型質量分析装置(1) 表面電離型質量分析装置(2)	改造										△▽
				[007]			不純物分析設備	固体発光分光分析装置 ICP質量分析装置 ICP発光分光分析装置 自動水分分析装置 炭素・硫黄同時分析装置 自動ハロゲン分析装置 α線スペクトル分析装置 臭水タンク サンプル保管庫	改造 改造 改造 改造 改造 改造 改造 改造 改造 新設									△▽ △▽ △▽ △▽ △▽ △▽ △▽ △▽ △▽ △▽	
[008]			物性測定設備	比表面積測定装置 弾性率測定装置 平均粒径測定装置	改造 改造 改造										△▽ △▽ △▽				
[009]			試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	試料回収ボックス	改造										△▽				

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更理由

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容(工場棟、付属建物、放射線管理棟、非常用設備)(4次申請対象建物)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																				その他事業許可で求める仕様		
				定義(安重施設)	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備		通信連絡設備	重大事故等
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条		第二十一条	第二十二条
その他の加工施設	工場棟 転換工場 ※1:屋外に設置	非常ベル設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2	21-1 21-2	-	-		
		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1 21-2	-	-	
		非常用設備 非常用通報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2 20-4 21-2	-	-	-	
		非常用設備 消火設備	変更なし	-	-	-	-	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災報知設備	撤去及び 改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-
			誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-
非常用設備 緊急対策設備(3)	堰(内部溢水止水用)	新設	-	-	-	4-17 11-2	-	-	-	-	-	-	11-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容（工場棟、付属建物、放射線管理棟、非常用設備）（4次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																			その他事業許可で求める仕様			
				定義（安重施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備		非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条		第二十条	第二十一条	第二十二条
その他の加工施設	工場棟 転換工場 ※1：屋外に設置	非常ベル設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2	21-1 21-2	-	-		
		非常用設備 非常用通報設備 放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1 21-2	-	-	
		非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2 20-4 21-2	21-3 21-4	-	-	
		非常用設備 消火設備 屋外消火栓※1	変更なし	-	-	-	-	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災報知設備	撤去、 増設及び 改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	-
			誘導灯	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	-
非常用設備 緊急対策設備(3)	堰（内部溢水止水用）	新設	-	-	-	4-17 11-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第 2106016 号にて認可)

変更理由

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容(工場棟、付属建物、放射線管理棟、非常用設備) (4次申請対象建物)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																				その他事業許可で求める仕様			
				定義(安重施設)	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備		通信連絡設備	重大事故等	
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条		第二十一条	第二十二条	
その他の加工施設	付属建物除染室・分析室 ※1: 屋外に設置	非常ベル設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2	21-1 21-2	-	-			
		非常用設備 非常用通報設備	放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1 21-2	-	-		
		非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備(電話設備)	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2 20-4 21-2	-	-	-	-	
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓※1	変更なし	-	-	-	-	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 非常用通報設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	-
			誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	-
非常用設備 緊急対策設備(3)	堰(内部溢水止水用)	新設	-	-	-	4-17 11-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容（工場棟、付属建物、放射線管理棟、非常用設備）（4次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																				その他事業許可で求める仕様			
				定義（安重施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備		通信連絡設備	重大事故等	
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条		第二十一条	第二十二条	
その他の加工施設	付属建物除染室・分析室 ※1：屋外に設置	非常ベル設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2	21-1 21-2	-	-		
		非常用設備 非常用通報設備	放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1 21-2	-	-	
		非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備（電話設備）	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2 20-4 21-2	21-3 21-4	-	-	
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓※1	変更なし	-	-	-	-	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 非常用通報設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	改造及び増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-
			誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-
非常用設備 緊急対策設備(3)	堰（内部溢水止水用）	新設	-	-	-	4-17 11-2	-	-	-	-	-	-	11-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		